

改正

昭和36年10月25日水管規程第6号

昭和37年 3月31日水管規程第1号

昭和38年 3月30日水管規程第3号

昭和40年 7月12日水管規程第2号

昭和44年 9月24日水管規程第4号

昭和48年 4月 1日水管規程第5号

昭和49年11月20日水管規程第12号

昭和51年 4月 1日水管規程第6号

昭和52年 4月 1日水管規程第9号

昭和55年 5月 1日水管規程第3号

昭和56年 4月 1日水管規程第3号

昭和57年 5月 1日水管規程第6号

昭和59年10月 1日水管規程第11号

昭和59年11月 1日水管規程第12号

昭和62年 4月 1日水管規程第6号

平成元年 4月 1日水管規程第3号

平成 4年 4月17日水管規程第9号

平成 5年 4月22日水管規程第4号

平成 5年11月 1日水管規程第11号

平成 6年 4月18日水管規程第4号

平成 7年 3月 6日水管規程第1号

平成 8年 4月 1日水管規程第8号

平成10年 3月31日水管規程第3号

平成11年 3月31日水管規程第6号

平成12年 3月31日水管規程第7号

平成12年12月18日水管規程第16号

平成13年 3月30日水管規程第4号

平成15年3月28日水管規程第2号

平成16年3月29日水管規程第2号

平成18年2月7日水管規程第1号

平成20年3月31日水管規程第3号

平成30年3月29日水管規程第3号

令和元年9月13日水管規程第15号

令和3年3月31日水管規程第4号

旭川市水道事業等給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 旭川市水道事業等給水条例(昭和33年旭川市条例第29号。以下「条例」という。)の施行その他については、別に定めるものがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給水装置の種類)

第2条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯以上又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(用語の意義)

第3条 条例第20条に規定する用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 家事用とは、一般家庭における炊事、洗濯、風呂、散水及び水洗便所等に使用するものをいう。
- (2) 家事用以外とは、前号及び第3号に掲げるもの以外に使用するものをいう。
- (3) 臨時用とは、工事その他臨時に使用するものをいう。

第4条 削除

(構造及び材質の基準)

第5条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定めるところによる。

2 水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定するものとする。

(給水装置の承認)

第6条 条例第3条前段の規定による承認を受けようとする者は、給水装置工事申込書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込書の提出があった場合において、条例第3条前段の規定による承認をしたときは、給水装置工事承認通知書(様式第2号)を当該申込書を提出した者に交付するものとする。

3 管理者は、第1項の申込書の提出があった場合において、条例第3条前段の規定による承認をしないときは、その理由を付して当該申込書を提出した者に通知するものとする。

(工事の変更等の承認)

第7条 前条第2項の通知書の交付を受けた者が条例第3条後段の規定による承認を受けようとするときは、給水装置工事取消(変更)申込書(様式第3号)を直ちに管理者に提出し、給水装置工事取消(変更)承認通知書(様式第3号の2)の交付を受けなければならない。

(工事費の負担)

第8条 条例第4条ただし書の規定により管理者が特に必要があると認め、市においてその費用を負担して施工する給水装置の工事とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 行政上又は公益上特に必要があると認めるとき。
- (2) 非常災害及び感染症の発生等臨時応急の場合に必要なとき。

(工事の施工)

第9条 条例第5条第1項の規定による管理者が指定をした者(以下「給水工事指定店」という。)とは、旭川市給水工事指定店規程(平成10年旭川市水道事業管理規程第2号)の定めるところによる。

2 管理者は、給水工事指定店に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示するものとする。

(工事完了の届出)

第10条 条例第5条第2項の規定による届出は、しゅん功図面(様式第4号)を管理者に提出することにより行わなければならない。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、修繕工事完了報告書(様式第5号)を管理者に提出することにより行わなければならない。

第11条 削除

(警告又は指示)

第12条 条例の規定により管理上の必要性から管理者が発する警告又は指示は、水道使用者等に対する警告（指示）書（様式第6号）により行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（給水の申込み）

第13条 条例第12条の規定による承認を受けようとする者は、上下水道・使用開始・使用中止・名義変更・用途変更・その他変更申込書（様式第7号。以下「水道申込書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の承認を受けようとする者は、管理者が認めたときは、同項の申込書の提出に替えて口頭又は電話により同項の申込みをすることができる。この場合において、管理者は、必要な事項について、書類等に記録するものとする。

（中止、変更等の届出）

第14条 条例第15条の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を管理者に提出することにより行わなければならない。

（1） 条例第15条第1項第1号又は第2号若しくは第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項の場合 水道申込書

（2） 条例第15条第1項第3号又は同条第2項第3号に掲げる事項の場合 消火栓使用連絡票（様式第8号）

2 第13条第2項の規定は、前項第1号の届出の場合に準用する。ただし、給水装置の撤去の工事を伴う届出については、この限りでない。

（使用水量及び用途の認定基準）

第15条 条例第22条第1項の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号の定めるところによる。

（1） メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として、異状があった期間の使用水量を認定する。

（2） 料率の異なる2種以上の用途に使用したときは、使用日数、使用者の業態その他を考慮して用途別を認定する。

（3） 積雪又は特別の事由のためメーターの点検ができないときは、前月又は前6月における使用水量を基礎として使用水量を認定する。

（4） メーターの機能が満たされないときは、使用実態その他の事情を考慮して認定する。

(5) その他メーターをもって水量を認定しがたいときは、毎月点検にあつては使用水量を認定する前3月、隔月点検にあつては使用水量を認定する月の前4月における使用水量その他の事情を考慮して認定する。

(水道料金以外の徴収方法)

第16条 水道料金（以下「料金」という。）以外の工事費、手数料及び過料の徴収は、納入通知書による払込みによるものとする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の納入通知書の様式は、旭川市水道事業会計規程（昭和41年旭川市水道事業管理規程第5号）の定めるところによる。

(料金徴収後の過不足精算)

第17条 料金徴収後、その料金の算定に誤りがあつたときは、翌月分の料金徴収のときに過不足を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は中止した者の料金については、速やかに精算する。

(料金及び手数料の減免)

第18条 条例第29条の規定により料金及び手数料の減免を申請しようとする者は、料金の減免にあつては水道料金減免申請書（様式第9号）を、手数料の減免にあつてはその理由を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 料金及び手数料を減免する場合の額は、その都度管理者が定める。

(標識)

第19条 給水装置の標識の様式は、標識（様式第10号）によるものとする。

(証明書)

第20条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第17条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第11号）による。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理基準及び検査)

第21条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたと
きは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のう
ち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、
かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、法第34条の2第2項に規定する地方公
共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水
の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程適用の際、従前の規定により既に設計され、通知されている給水装置工事費について
は、第12条の規定により算出されたものとみなす。
- 3 この規程の適用前に従前の規定によりなされた承認その他の処分または申請、届出、その他の
手続はそれぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和36年10月25日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年3月31日水管規程第1号）

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日水管規程第3号）

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月12日水管規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし改正後の第14条第2項の規定については、昭和39年
12月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月24日水管規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日水管規程第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年11月20日水管規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正前の旭川市水道事業給水条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて工事費概算額を算出したものについては、改正前の規定により精算するものとする。

附 則（昭和51年4月1日水管規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日水管規程第9号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月1日水管規程第3号）

この規程は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日水管規程第3号）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年5月1日水管規程第6号）

この規程は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月1日水管規程第11号）

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年11月1日水管規程第12号）

この規程は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日水管規程第6号）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日水管規程第3号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月17日水管規程第9号）

この規程は、平成4年4月17日から施行する。

附 則（平成5年4月22日水管規程第4号）

この規程は、平成5年4月22日から施行する。

附 則（平成5年11月1日水管規程第11号）

この規程は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成6年4月18日水管規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月6日水管規程第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日水管規程第8号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日水管規程第3号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日水管規程第6号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日水管規程第7号）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日水管規程第16号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日水管規程第4号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日水管規程第2号）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条、様式第2号及び様式第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の旭川市水道事業給水条例施行規程第5条の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月29日水管規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月7日水管規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日水管規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日水管規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の旭川市水道事業給水条例施行規程の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の旭川市水道事業給水条例施行規程の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年9月13日水管規程第15号）

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。ただし、題名の改正規定及び第1条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の旭川市水道事業等給水条例施行規程の題名及び第1条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日水管規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。